

令和 5 ～ 7 年度使用

特別支援教育教科書 調査研究資料

(学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書 (一般図書))

令和 4 年 6 月

東京都教育委員会

目 次

I 特別支援学校（小・中学部）及び小・中学校等の特別支援学級における教科書の採択 ……	1
1 採択の権限	
2 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）	
3 一般図書を採択する場合の注意事項	
II 教科書の調査研究 ……………	2
1 調査の趣旨	
2 調査の基本方針	
3 調査内容	
III 調査研究資料の活用について ……………	4
生 活	5
発達段階A ……………	7
発達段階B ……………	1 8
発達段階C ……………	3 0
国 語	3 9
発達段階A ……………	4 1
発達段階B ……………	5 4
発達段階C ……………	7 5
書 写	9 7
発達段階B ……………	9 9
発達段階C ……………	1 0 5
社 会	1 1 3
発達段階A ……………	1 1 5
発達段階B ……………	1 1 8
発達段階C ……………	1 2 3
算数・数学	1 3 1
発達段階A ……………	1 3 3
発達段階B ……………	1 3 9
発達段階C ……………	1 4 6

理 科	1 5 5
発達段階A	1 5 7
発達段階B	1 5 9
発達段階C	1 6 7
音 楽	1 7 7
発達段階A	1 7 9
発達段階B	1 8 2
発達段階C	1 8 7
図画工作・美術	1 9 1
発達段階A	1 9 3
発達段階B	2 0 0
発達段階C	2 0 7
保健・保健体育	2 1 3
発達段階A	2 1 5
発達段階B	2 1 7
発達段階C	2 2 1
家 庭	2 2 5
発達段階A	2 2 7
発達段階B	2 2 9
発達段階C	2 3 2
技術・職業	2 4 3
発達段階A	2 4 5
発達段階B	2 4 6
発達段階C	2 4 9
英 語	2 5 5
発達段階A	2 5 7
発達段階B	2 5 8
発達段階C	2 6 4
道 徳	2 6 9
発達段階A	2 7 1
発達段階B	2 7 3
発達段階C	2 7 7

I 特別支援学校（小・中学部）及び小・中学校等の特別支援学級 における教科書の採択

1 採択の権限

教科書を採択する権限は、公立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、所管の教育委員会に属する。

また、国立及び私立の学校については、校長が採択を行う。

都道府県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条及び第11条の規定により、教科書の調査研究を行うこと、区市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、指導、助言又は援助を行うこと、その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないことが定められている。

具体的には、次のとおりである。

（1）都立特別支援学校（小・中学部）の教科書の採択

東京都教育委員会が選定審議会の答申を受けて、十分な調査研究を行って採択し、採択結果を各学校に通知する。

（2）区市町村立の義務教育諸学校の教科書の採択

区市町村教育委員会が、東京都教育委員会の指導、助言又は援助により東京都教育委員会が作成する調査研究資料を参考にするほか、独自に調査研究し、採択する。

（3）国立及び私立の義務教育諸学校の教科書の採択

校長が、東京都教育委員会が作成する調査研究資料を参考に、東京都教育委員会の指導、助言又は援助を受け、採択する。

2 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）

特別支援学校及び特別支援学級においては、文部科学大臣の定めるところにより文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができる旨、学校教育法附則第9条第1項に規定されている。

学校教育法附則第9条第1項による教科書（以下「一般図書」という。）に関する法令は以下のとおりである。

（1）学校教育法附則第9条第1項

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

（2）学校教育法施行規則第131条第2項

（特別支援学校で）特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

(3) 学校教育法施行規則第139条

特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

3 一般図書を採択する場合の注意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、特性及び心身の発達の段階等に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- (2) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であり、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- (3) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- (4) 価格については、前年度の実績を考慮するなど、高額なものに偏ることのないようにすること。
- (5) 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお、分冊となっている一般図書や弱視児童・生徒のための拡大教科書及び点字教科書については教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

Ⅱ 教科書の調査研究

1 調査の趣旨

特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級における教科書は、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書又は一般図書が使用されている。

近年、児童・生徒の障害の程度は重度・重複化の傾向が著しくなり、各学校における教育内容・方法について、様々な課題が生じてきている。

教科書についても、一般図書の採択希望が年々増加し、その種類也多岐にわたっている。本来、一般図書は、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択されるものであるから、単に教材として有益適切というだけでなく、教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切なものでなければならない。

このため、東京都教育委員会は、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級の児童・生徒の障害の実態及び状況の推移を考慮し、各教科の主たる教材として有効かつ適切な一般図書の採択が行われるよう、調査員を委嘱して一般図書について調査研究を行い、「特別支援教育教科書調査研究資料」を作成してきた。

今回は、絶版等により供給不能となった図書を補うとともに、その他市販本の中で、有益と思われる一般図書について、新たに調査研究を行い、この調査研究資料を作成した。

2 調査の基本方針

学校教育法附則第9条第1項は、「高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」と規定している。

この規定に基づき、一般図書の調査に当たっては、児童・生徒の障害の状態や特性等を十分に考慮し、客観的な調査研究資料を得られるよう配慮した。

3 調査内容

令和4年度東京都教科用図書選定審議会の答申に基づき、次の事項について検討し、調査研究を行った。

（1）調査対象

- ア 「令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））」に掲載されていない図書で、都立特別支援学校から推薦があった図書
- イ 「令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））」に掲載されていない図書で、都内の区市町村教育委員会及び国立・私立学校から東京都教育委員会に需要数報告された一般図書のうち、特に有益と思われる図書
- ウ 前各号のほか、市販本のうち特に有益と思われる図書

（2）調査項目

- ア 内容について
 - ・どのような内容か。
 - ・学習指導要領の目標に照らして偏りがなく、正確で理解が容易な内容を選んでいくか。
- イ 構成上の工夫について
 - ・全体の構成や各項目の配列にはどのような特徴があるか。
 - ・表記・表現にはどのような特徴があるか。
 - ・製本の仕方や耐久性等にはどのような特徴があるか。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査した。

Ⅲ 調査研究資料の活用について

この調査研究資料は、一般図書を採択する場合の参考となる事項について、東京都教科用図書選定審議会の答申に基づいて調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から、客観的に分かりやすくまとめたものである。

都立特別支援学校で令和５～７年度に使用する一般図書は、この調査研究資料に掲載されている図書の中から選定しなければならない。

また、区市町村教育委員会並びに国立及び私立特別支援学校等に対しては、この調査研究資料を参考として指導、助言を行い、各学校の実態に即した適切な教科書が採択されるよう努めていく。

この調査研究資料の利用に当たっては、以下の点に留意していただきたい。

- 1 教科書は、種目別に配列してある。

なお、小・中学部（校）共通種目は、まとめて掲載した。

- 2 一般図書を教科書として使用する児童・生徒は、その発達状況が多種多様であることから、特に、どの発達段階にある児童・生徒に適するものかを考える参考として、種目名の右側にＡ、Ｂ、Ｃと表示した。Ａ、Ｂ、Ｃの発達段階は、およそ次のように想定した。

A段階	話し言葉はないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階にあるもの
B段階	話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念が分かる段階にあるもの
C段階	簡単な読み書きは可能であるが、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階にあるもの

- 3 今回新たに調査した図書は、「種NO」欄に☆を付して示した。
- 4 この調査研究資料の定価は、本体価格のみの表示である。また、この価格は変更される場合がある。
- 5 特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級で使用する一般図書については、教科書の採択（選定）に際して、この調査研究資料を次のように活用されたい。
 - （１）児童・生徒の発達状況から見て、どのような教育課程を編成し、教科の学習をどのように位置付けるかを考えること。
 - （２）児童・生徒の発達段階を上記Ａ、Ｂ、Ｃに想定し、各教科の指導の見通しを立てること。
 - （３）発達段階に即して、可能な限り系統的に指導できるよう、最も適切な図書を採択（選定）すること。
 - （４）都立特別支援学校で一般図書を使用する場合、この調査研究資料に掲載された図書のうちから、各学校の実情等を踏まえ最も適切な図書を選定すること。
 - （５）区市町村立並びに国立及び私立の特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級については、この調査研究資料を参考にし、それ以外の図書も含めて、区市町村教育委員会や各学校で十分調査研究を行い、最も適切な図書を採択すること。